主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊集院兼清、同鈴木輝夫、同村上昭夫の上告趣意中違憲をいう点は、実質は当裁判所の判例の変更を求める主張であり、その余の点は、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年六月八日

最高裁判所第二小法廷

郎	太	幸	Ш	色	裁判長裁判官
_		朝	上	村	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Л	/]\	裁判官